

|           |              |
|-----------|--------------|
| 令和3年2月16日 |              |
| 所 属       | 尼崎市 人事課      |
| 所属長       | 松長 寿枝        |
| 電 話       | 06-6489-6177 |

## 本市職員の失職について

### 1 対象者

元 経済環境局作業長（59歳・男性）

### 2 失職日

令和3年2月13日 ※当該日の午前0時に失職

### 3 失職の理由

わいせつ電磁的記録記録媒体頒布及びわいせつ電磁的記録記録媒体有償頒布目的所持の罪で懲役1年（執行猶予3年）及び罰金100万円を併科する判決を受け、このたび、その判決が確定した。そのことにより、地方公務員法第16条第1号に該当するに至ったことから、同法第28条第4項の規定に基づき本市職員としての職を失ったもの。

○地方公務員法（抄）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

第28条

4 職員は、第16条各号（第2号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、条例に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失う。

### 4 主な経過

(1) 令和2年10月6日

わいせつな画像を記録したDVDを販売目的で所持していた疑いにより逮捕

(2) 令和2年10月26日

わいせつ電磁的記録記録媒体頒布及びわいせつ電磁的記録記録媒体有償頒布目的所持の罪により起訴

(3) 令和3年1月28日

懲役1年（執行猶予3年）及び罰金100万円併科の判決

※ 第一審：名古屋地方裁判所一宮支部

(4) 令和3年2月12日

控訴の提起期間の末日

(5) 令和3年2月13日

判決確定

以 上